

番号	要求水準書 ・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答内容
1	要求水準書	1頁	どのような業務内容が消費税及び地方消費税の課税対象となると想定されていますか？具体的な事例があればご教示ください。	具体的な想定はありません。
2	要求水準書	1頁	特別な支援を要する児童に対応するための加配者や医療的ケアを要する児童に対応するための費用について、別途随意契約とのことですが、市が想定する単価や、これまでの実績があればご教示ください。	加配職員については、市職員における時給単価を用いることを想定しています。 医療的ケアについては、令和7年度において、市内訪問看護事業所との契約実績があります。（1施設、1名利用、1回当たり4,810円（消費税及び地方消費税相当額を含む。））
3	要求水準書	2頁	長期休業期間等の7:00～8:00の開所は延長ではないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	要求水準書	2頁	7:00～8:00や18:00以降の時間帯及び土曜日など、利用児童数が少ない時間帯で児童を1教室にまとめて1支援として職員を配置し運営することは可能でしょうか。また現在の同時時間帯における職員の配置人数をご教示ください。	可能です。他の時間帯と同様に、2名（うち1名は支援員資格のある者）を配置しています。各クラブの配置状況（シフト）については、No47に対する回答によりご確認ください。
5	要求水準書	2頁	各クラブの昨年度の平日、土曜日、長期休業期間などの開所日数および休所の日数実績をご教示ください。	別紙1のとおりです。
6	要求水準書	2頁	各クラブの開所日数は1年につき250日以上を確保すること。とあるが、これは各支援単位での開所ではなく、あくまで各クラブ（小学校単位）での開所という認識でよろしいでしょうか。	差し支えありません。
7	要求水準書	2頁	1年間の開所日数が250日を確保できる場合、利用者のいない土曜日は休所してよいという認識でよろしいでしょうか。	差し支えありません。
8	要求水準書	3頁	児童の登所・降所はクラブに登録された者の付添いを要するとあるが、具体的にどのようなツールを使い、いつ頃登録しているのでしょうか。	利用許可申請書においてお迎えに来られる方を記載していただき、クラブでも申請書を参照して行っています。アプリ等のツールは用いていません。 なお、お迎えに来られる方を追加又は変更する場合は、随時届出書（電子ファイル又は紙ベース）により届出をいただいています。
9	要求水準書	4頁	現在の児童の健康状態の確認方法および情報の共有方法がありましたらご教示ください。	職員の対面確認のほか、学校・保護者との連絡によります。
10	要求水準書	4頁	クラブ利用者から寄せられているサービス内容の向上に関する具体的な意見をご教示ください。	別紙2のとおりです。

姫路市放課後児童クラブ運営業務委託（第1ブロック）公募型プロポーザルにおける質問及び回答（令和7年8月18日作成）

番号	要求水準書 ・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答内容
11	要求水準書	4頁	現在は入退室管理アプリ等のICTツールは導入されていないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	要求水準書	5頁	おやつは現在はどうような店舗で購入し提供しておりますでしょうか。	クラブによって異なりますが、おやつを配達する事業者を利用している場合や、職員がおやつの小売り問屋や一般店舗で購入している場合があります。
13	要求水準書	5頁	おやつは支援員が購入し提供しておりますでしょうか。	No12の回答によりご確認ください。
14	要求水準書	5頁	アレルギー対応の必要な児童へのおやつ提供は現在どのような対応をされてるかご教示ください。	利用許可申請時に、アレルギーの状況を記載していただき、アレルギーがある場合は、おやつの提供をクラブから受けるか、ご自身でおやつを用意するかをお伺いしています。加えて、保護者・クラブ職員・施設長の三者で利用前に面談を実施し、アレルギーの詳細や対応方法を確認するとともに、クラブ職員間で共有しています。 なお、クラブのおやつ提供を希望される場合は、おやつから個別にアレルギー物質を除去できないことについて、保護者から承諾書を提出していただいています。
15	要求水準書	5頁	現在のおやつ代の徴収方法及び管理方法をご教示ください。	各クラブにおいて現金で徴収し、クラブの口座で管理しています。また、毎月、施設長が出納状況を確認し、年度ごとに決算を行っています。
16	要求水準書	5頁	既存備品の一覧をクラブ毎にご教示ください。	別紙3のとおりです。
17	要求水準書	5頁	各クラブ（部屋）に設置されている備品（冷蔵庫・テレビなど）をご教示ください。	No16の回答によりご確認ください。
18	要求水準書	5頁	Wi-Fiは既に設置されているのでしょうか？また、そちらを使用することは可能でしょうか？	Wi-Fiは全てのクラブに設置していますが、原則として児童が学習用タブレットに接続するための設備であり、学校のネットワークを利用していることから、使用していただくことは想定していません。
19	要求水準書	5頁	貴市が設置しているパソコンのリース期間をご教示ください。	令和11年2月28日までのリースとなっています。
20	要求水準書	5頁	貴市が設置しているパソコンの現在の利用用途をご教示ください。	本市こども総務課から各クラブへの通知（連絡事項等）、各クラブから本市こども総務課への報告・提出（児童の出席状況、職員の勤務状況等）に使用しています。
21	要求水準書	6頁	現在、加配対象児童及び医療的ケア児はいらっしゃるのでしょうか？	第1ブロックのクラブには、加配児童は在籍していますが、医療的ケア児は在籍しておりません。

姫路市放課後児童クラブ運営業務委託（第1ブロック）公募型プロポーザルにおける質問及び回答（令和7年8月18日作成）

番号	要求水準書 ・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答内容
22	要求水準書	6頁	貴市が現在受け入れをしている特別な支援を要する児童および医療的ケアを要する児童の人数およびクラブをご教示ください。	令和7年度における第1ブロックにおける特別な支援を要する児童の受入れ状況は、別紙4のとおりです。医療的ケアを要する児童に関しては、No21の回答によりご確認ください。
23	要求水準書	6頁	公募対象となる18クラブにおいて特別な支援を要する児童の受け入れに対し加配した職員の人数およびクラブをご教示ください。	別紙4のとおりです。
24	要求水準書	6頁	公募対象となる18クラブにおいて医療的ケア児の受け入れに対し加配した職員の人数およびクラブをご教示ください。	No21に対する回答によりご確認ください。
25	要求水準書	6頁	特別な支援を要する児童および医療的ケアを要する児童の受け入れに際し、加配者の配置基準の定めがございましたらご教示ください。	アドバイザー及び施設長と協議の上、児童やクラブの状況等を勘案し、個別に判断しています。
26	要求水準書	6頁	特別な支援を要する児童に対応するための加配者や医療的ケアを要する児童に対応するための費用について、別途随意契約とのことですが、市が想定する単価や、これまでの実績があればご教示ください。	No2に対する回答によりご確認ください。
27	要求水準書	6頁	加配者の資格要件などがございましたらご教示ください。	特段設けていません。
28	要求水準書	6頁	医療的ケア児の受け入れに際して「本市教育委員会が契約している訪問看護事業所と同内容の契約をし、看護師の派遣を受けることで対応している」とありますが、この費用は別途契約の対象となる加配費用に含まれるのでしょうか？それとも、提案金額に含まれるべき費用でしょうか？	別途契約の対象となる加配費用に含みます。
29	要求水準書	6頁	研修について、概ね1時間以上開催した場合1回として計上とありますが、仮に30分の研修を2回実施し、1回分の研修として計上することは可能でしょうか。	差し支えありません。
30	要求水準書	7頁	管理責任者、業務責任者、施設管理者はそれぞれ別の職員という認識でよろしいでしょうか。	管理責任者は7頁に、業務責任者及び施設管理者については9頁に定義を置いています。いずれも別の者との認識です。なお、業務責任者及び施設管理者の設置は、本市の状況に即した例であり、この体制とは異なるご提案をいただくことも可能です。

姫路市放課後児童クラブ運営業務委託（第1ブロック）公募型プロポーザルにおける質問及び回答（令和7年8月18日作成）

番号	要求水準書 ・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答内容
31	要求水準書	7～8頁	各提出書類①～⑰については貴市の定める様式での作成および提出となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	要求水準書	8頁	公募対象となる18クラブにおける、旅費交通費の支給総額をご教示ください。（R6年度実績）	支援員、補助員等の通勤手当に相当する実費弁償額は、第1ブロック在職職員の年度総計で3,137,600円となります。また、研修開催時等の旅費については、公募対象クラブ以外のクラブを含む放課後児童クラブ職員全体の年度総額で1,559,920円です。なお、旅費については、クラブ毎の集計は行っていません。
33	要求水準書	8頁	公募対象となる18クラブにおける、超過勤務手当（残業）の支給総額をご教示ください。（R6年度実績）	勤務時間が1日につき7時間45分を超えるもの（割増率25％）に係る第1ブロック在職職員の時間外勤務手当に相当する報酬の年額は、451,842円となります。なお、同手当に相当する金額について、所定時間内の勤務に係るもの（割り増しなし）の金額については、通常の報酬に含んでいるため、把握していません。
34	要求水準書	8頁	公募対象となる18クラブを担当されている姫路市放課後児童健全育成アドバイザーは何名程任用されておりますでしょうか。	2名任用しています。ただし、いずれの者も、第1ブロック以外のクラブも担当しています。
35	要求水準書	8頁	現在任用されている姫路市放課後児童健全育成アドバイザーの①週の勤務日数②勤務時間③給与額④手当額⑤期末勤勉手当額について、平均値をご教示ください。（R6年度実績）	①週当たり4日勤務、②1日7時間30分勤務、③月額185,957円（地域手当相当額を含む。）、④通勤に要する費用弁償月額5,806円、時間外勤務手当相当月額19,244円、⑤期末勤勉手当年額855,400円となります。
36	要求水準書	8頁	受託者が姫路市放課後児童健全育成アドバイザーへ業務の説明を行うなどし、受託者への転籍を希望した場合、業務責任者として雇用することは可能でしょうか。	可能と考えています。
37	要求水準書	8頁	現在姫路市放課後児童健全育成アドバイザーは巡回等の業務は行っておりますでしょうか。また、現場の支援員（又は補助員）としての勤務をすることはありますでしょうか。	巡回業務を行っております。なお、支援員等として勤務することは、ほとんどありません。
38	要求水準書	8頁	現姫路市放課後児童健全育成アドバイザーの業務について、貴市及び小学校等との連絡調整は毎日の業務とは想定しづらく、当該業務以外は日々どのような職務をされているかご教示ください。	本市こども総務課及び学校等との連絡調整のほか、施設長へのアドバイス、各クラブの支援員等のケアや指導、児童の入所又は退所に係る面談、保護者対応等多岐にわたっています。

姫路市放課後児童クラブ運営業務委託（第1ブロック）公募型プロポーザルにおける質問及び回答（令和7年8月18日作成）

番号	要求水準書 ・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答内容
39	要求水準書	8頁	公募対象となる18クラブを担当されている現放課後児童クラブ施設長は何名程任用されておりますでしょうか。	5名任用しています。ただし、うち3名は、第1ブロック以外のクラブも担当しています。
40	要求水準書	8頁	現在任用されている放課後児童クラブ施設長の①週の勤務日数②勤務時間③給与額④手当額⑤期末勤勉手当額について、平均値をご教示ください。（R6年度実績）	①週当たり5日勤務、②1日6時間勤務、③月額183,550円（地域手当相当額を含む。）、④通勤に要する費用弁償月額7,711円、時間外勤務手当相当額月額10,658円、⑤期末勤勉手当月額780,271円となります。
41	要求水準書	8頁	受託者が現放課後児童クラブ施設長へ業務の説明を行うなどし、受託者への転籍を希望した場合、業務責任者として雇用することは可能でしょうか。	可能と考えています。
42	要求水準書	8頁	現放課後児童クラブ施設長も複数のクラブを担当とし、その施設長として取り扱っているという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	要求水準書	8頁	現放課後児童クラブ施設長は現場の支援員（又は補助員）としての勤務をすること（兼務）は可能でしょうか。	可能ですが、現在のところ、職員が確保できないなど、やむを得ない場合にのみ勤務している状況です。
44	要求水準書	8頁	業務責任者および施設管理者ともに10～12支援単位につき1名以上の配置とあります。今回公募対象となる施設は合計33支援単位となるため、最低各3名ずつの配置を想定されているという認識でよろしいでしょうか。	業務責任者については、記載誤りのため訂正します。業務責任者は、概ね20施設につき1名の配置を想定しています。したがって、今回の公募対象施設においては、市と同様の配置とする場合においては、1名程度の配置となります。施設管理者については、お見込みのとおりです。
45	要求水準書	8頁	公募対象となる18クラブを担当されているアドバイザー及び放課後児童クラブ施設長の職務給及び号給をご教示ください。	個人が特定されるおそれがあるため、市が令和7年度においてアドバイザー又は施設長の職として任用する会計年度任用職員全体の状況をお示しすると、次のとおりです。 2級14号給 2名、同17号給 2名、同20号給 1名、同23号給 11名
46	要求水準書	8頁	⑥業務継続計画書とはどのような内容のものでしょうか？	事業を運営する事業者の立場から、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第12条の2第1項に規定する業務継続計画に相当する計画を立案し、文書化していただくことを想定しています。

姫路市放課後児童クラブ運営業務委託（第1ブロック）公募型プロポーザルにおける質問及び回答（令和7年8月18日作成）

番号	要求水準書・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答内容
47	要求水準書	10頁	公募対象となる18クラブの、今年度の4月、5月、8月（長期休業期間）から代表となる1日のシフト（職員配置）をご教示ください。	別紙5のとおりです。
48	要求水準書	10頁	公募対象となる18クラブの、加配職員および医療的ケア児に係る職員以外の基本となる現在の職員配置人数をご教示ください。	別紙6のとおりです。
49	要求水準書	11頁	契約期間中に、人事院勧告や最低賃金の上昇などが、事業者の見積以上におおきく上昇し、直営クラブ職員との給与格差が大きくなる場合、補填金の支給など協議は可能でしょうか。	人件費については、各年度につき4%の人件費上昇を前提に上限額を決定していますが、直営クラブにおいてこの率を大きく超える人件費の変動がある場合は、協議可能と考えています。
50	要求水準書	11頁	昨年度の支援員等の処遇改善（月9,000円相当）の費用の合計金額をご教示ください。	令和6年度の実績（市全体）は、25,634,000円です。
51	要求水準書	11頁	支援員等の処遇改善（月9,000円相当）の支給は、アドバイザーおよび施設長に支給はされておりますでしょうか。	号給の引上げに活用し、支給されています。
52	要求水準書	11頁	支援員等の処遇改善（月9,000円相当）を支援員・補助員へ支給する際は、月額での支給としているか、時給換算し支給をしているかご教示ください。	号給の引上げに活用し、支給されています。 なお、支援員等の支給単位は、時給によっています。
53	要求水準書	11頁	本業務の委託料には処遇改善費用を含んでおりますでしょうか。	含んでいます。
54	要求水準書	11頁	委託料の積算について、本業務に係る費用には処遇改善費用を含んだ金額を見込むのでしょうか。	処遇改善費用も含めた額をお見込みください。
55	要求水準書	11頁	継続雇用の際、「直営時と同等以上になるようにすること」とあるが、年収ベースで下回らなければ、例えば期末勤勉手当等を必ずしも同じ時期に支給しなくても問題はないかまた、月額に按分した金額での支給などの対応は可能でしょうか。	可能です。
56	要求水準書	11頁	貴市職員を継続雇用した場合、2026年4月時点での年次休暇の引継ぎ（繰り越し）は必須でしょうか。	引き継いでいただくことを希望しますが、必須ではありません。
57	要求水準書	11頁	貴市職員を継続雇用した場合、年次休暇付与時期および付与日数については、市での勤務年数を考慮しての付与が必須でしょうか。	継続雇用者に係る年次休暇の付与時期及び付与日数については、本市の基準と同様の対応（雇用開始日に付与、市での勤務年数を考慮しての日数付与）を求めます。

番号	要求水準書 ・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答内容
58	要求水準書	11頁	公募対象となる施設の担当職員が引き続き貴市での雇用となった場合、年次休暇をそれぞれ何日付与する想定となるかご教示ください。（継続雇用時に同水準での有給休暇付与が必須となった場合の費用を試算するため）	令和7年度に第1ブロックに在籍する職員の平均で10.7日付与、繰越し6.3日、合計17.0日付与となります。
59	要求水準書	11頁	貴市職員を継続雇用した場合の特別休暇、年次休暇の付与については、あくまで市の基準と同様の対応の努力義務という認識でよろしいでしょうか。それとも同様の対応が必須でしょうか。 （例：年次休暇について、2026年4月付での事業者の雇用時に、市で雇用されていた時と同じ付与日数が必須か）	年次有給休暇については、No56～No58の回答をご確認ください。特別休暇については努力義務と認識しています。
60	要求水準書	11頁	貴市職員の継続雇用をするにあたり、現在は任用期間が6ヶ月未満で期末勤勉手当を支給されていない職員も在籍されているかと思えます。その職員を次年度に継続雇用する場合、市で継続雇用していたと仮定し、期末勤勉手当は支給は必須でしょうか。	必須と考えています。
61	要求水準書	12頁	公募対象となる施設の、昨年度から今年度にかけての加配者および医療的ケア児の対応に係る看護師等の配置実績をご教示ください。（小学校ごと）	No22の回答によりご確認ください。
62	要求水準書	13頁	「利用許可を受ける児童数は、年間を通じて増減が生ずることから、このことを理由とした委託料の変更は行わない」とあるが、支援単位の増減がない限りは利用児童数が増加しても委託料の変更に関する協議は実施できないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	要求水準書	13頁	「利用許可を受ける児童数は、年間を通じて増減が生ずることから、このことを理由とした委託料の変更は行わない」とあるが、利用許可決定の権利は市にございます。待機児童が発生している市の現状から、定員以上の利用許可決定がされる予定があるかご教示ください。	原則として定員以上の利用許可決定は行いませんが、定員数は、クラブを利用する児童の利用率（一定の期間におけるクラブの開所日数に対する当該児童の利用を許可された日数の割合をいう。）を勘案し、算定することとされているため（姫路市放課後児童クラブ条例施行規則別表備考）、児童の利用状況を踏まえ、利用率に応じて入所を許可する場合があります。 なお、現在のところ、支援の単位を増やすことは検討しておりません。

姫路市放課後児童クラブ運営業務委託（第1ブロック）公募型プロポーザルにおける質問及び回答（令和7年8月18日作成）

番号	要求水準書・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答内容
64	要求水準書	21頁	アドバイザー3名、施設長15名の方で、今回公示された第1ブロックに該当する方は何名いらっしゃるのでしょうか？（また、継続雇用希望の方は現時点で何名いらっしゃるのでしょうか？）	それぞれの人数については、No34及びNo39の回答によりご確認ください。なお、第1ブロックでの継続勤務に係る意思確認については、今後行うこととしており、現時点では職員の意思確認を行っておりません。
65	要求水準書	21頁	代務員（長期休業期間のみ勤務する等のような職員を市で雇用されているかご教示ください。	長期休暇のみ、短期で職員を任用しています。（大学生や、学校等で勤務する非常勤職員などを任用しています。）
66	要求水準書	29頁	年次休暇の単位について、実際に1時間単位で取得運用はあったのでしょうか？実例をご教示ください。	アドバイザー及び施設長を除き、時間単位の年次休暇は取得を認めておりません。
67	要求水準書	32頁	需要品として、「燃料費（暖房に使用する灯油代等）」とありますが、灯油を使用する機器があるのでしょうか？	北部の施設において、燃料費を利用する場合があります。ただし、第1ブロックにおいては、現在のところ該当はありません。
68	要求水準書	32頁	需要品として、「施設周辺の草刈り等に要する費用」とありますが、草刈りが必要な施設があるのでしょうか？	クラブ周辺の雑草が多いクラブがあるため、市職員が定期的に草刈りを実施しています。
69	要求水準書	別表第1	別表第1に記載されている配置人数とは、1日の職員配置（勤務人数）という認識か、雇用されている数かご教示ください。	雇用者数です。
70	要求水準書	別表第1	別表第1に記載されている配置人数は、加配職員が含まれておりますでしょうか。	含んでいます。
71	要求水準書	別表第1	山田放課後児童クラブには支援員が1名しか記載がありません。2号支援員は週20時間の勤務とのことですが、この支援員が勤務されない日は他のクラブの支援員がヘルプなどで入り配置要件を守っているということでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	要求水準書	別表第1	公募対象となる18クラブで雇用されている支援員のおよび補助員の数をそれぞれご教示ください。	要求水準書別表第1の配置数が任用者数になります。
73	要求水準書	別表第3	第1ブロックにおける職員の任用状況の表に記載の支援員1～3号83名の職務級および号給の内訳をご教示ください。	次のとおりです。 1号支援員 2級7号給（1名）、同13号給（8名） 2号支援員 2級4号給（5名）、同10号給（1名）、同13号給（28名） 3号支援員 2級4号給のみ（40名）

姫路市放課後児童クラブ運営業務委託（第1ブロック）公募型プロポーザルにおける質問及び回答（令和7年8月18日作成）

番号	要求水準書・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答内容
74	要求水準書	別表第3	第1ブロックにおける職員の任用状況の表に記載の補助員57名の職務給および号給の内訳をご教示ください。	補助員には昇給等がないため、22頁の②記載のとおり、1級7号給（早朝勤務の場合のみ、1級16号給）となります。
75	要求水準書	別表第3	別表第3に示されている月給及び時給額には、処遇改善（月9,000円相当）の費用は含まれているでしょうか。	含んでいます。
76	要求水準書	別表第3	処遇改善（月9,000円相当）の費用は積算に含みますでしょうか。	含んでいます。
77	要求水準書	別表第4	交付金の申請及び実績報告に要する各種資料の作成はすべて事業者が作成するのでしょうか。	資料の作成は本市で行いますが、その根拠となる実績等について、作成をお願いします。
78	要求水準書	別表第5	令和6年度の施設周辺の草取り等に要した費用をご教示ください。	本市職員（支援員等以外の職員2名程度）が行っているため、具体的な費用はお示しできません。
79	要求水準書	別表第5	公募対象となる18クラブにおける、クラブから発送する各種書類等に関する郵送費とはどんな書類を想定されており、実際に令和6年度に発生した費用額をご教示ください。	現在のところ、クラブから利用者との間で書類のやり取りはなく、本市こども総務課との書類のやり取りにも郵送を利用していないため、令和6年度に発生した費用額はありません。
80	要求水準書	別表第5	公募対象となる18クラブにおける、施設の付帯設備、備品、消耗品に係るクリーニングとはどんなものを想定されており、実際に令和6年度に発生した費用額をご教示ください。	クラブに敷かれたカーペット等が経年劣化や吐瀉物等により汚れることがあるため、そのクリーニングに要する費用を想定しています。令和6年度における放課後児童クラブ全体での費用額は、793,000円です。クラブ別については、集計を行っておりません。
81	要求水準書	別表第5	公募対象となる18クラブの職員における駐車場使用料を令和6年度実績でご教示ください。	学校敷地等の使用を許可された者の数は計72人で、使用許可料の合計額は、209,400円（令和6年度）となります。 なお、駐車場使用料は、令和7年8月現在、各職員が自己負担しています。また、公共用地における駐車場が用意できないクラブにおいてもクラブ職員が各自で駐車場を借りている場合がありますが、その費用については市では把握していません。
82	要求水準書	別表第6	クラブの新規開設以外での支援単位の変動（利用許可児童数の増減）では委託料の協議はできないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	募集要項	1頁	業務の対象となる18クラブ名の読み方をご教示ください。	別紙7のとおりです。

番号	要求水準書 ・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答内容
84	募集要項	6頁	ローカルベンチマークシートに関する参照URLを開きましたが、「指定されたページまたはファイルは存在しません」とあります。下記URLのページからダウンロードできるファイルでお間違いないでしょうか。 https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/sheet.html	お見込みのとおりです。
85	募集要項	6頁	提案書を補足する添付資料に関しては、枚数制限はないという認識でよろしいでしょうか。	制限はありません。
86	募集要項	6頁	提案書の後ろにまとめる形で添付資料もフラットファイルにまとめた提出でも問題ないでしょうか。	問題ありません。
87	募集要項	10頁	夏休み等の長期休業中における昼食提供について、現在の各クラブにおける利用人数をご教示ください。	全クラブを対象とした昼食提供は行っておらず、令和5年度以降の長期休暇期間における試行事業として、一部のクラブのみで実施しています。第1ブロックに所在するクラブにおける利用状況は、別紙8のとおりです。
88	募集要項	12頁	評価点の算出方法A～Eの計算は、提案内容（満点720点）の項目にのみ適用されるという認識でよろしいでしょうか。 ※客観的評価、事業費に関する評価は計算式で算出された点数がそのまま評点になるのでしょうか	お見込みのとおり、評価点A～Eの計算は、提案内容の項目にのみ適用になります。 客観的評価については、A～Dの4段階で（募集要項9ページ）評価した評点を用い、事業費に関する評価は計算式で算出した点数を評点とします。
89	募集要項	13頁	「提案資料は契約書の一部とする」とありますが、どのような意味でしょうか。	いただいた提案資料については、その内容を契約の前提とする、という趣旨です。

番号	要求水準書 ・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答内容
90	募集要項	13頁	「著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で利用できるものとする。」とあるが、情報開示請求があった場合、事業者に承諾を得ず開示されるのでしょうか。	提案資料の情報開示請求への対応においては、事前にご提出をいただいた事業者の承諾をいただくか、又は姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に該当する部分について、非公開とする方針です。 (同号抜粋) (2) 法人その他の団体(中略)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
91	募集要項	様式6	年間の運営実績とは、その年に受託した件数のみに限るといふことでしょうか。以前から受託運営していた実績も含め記載するという認識でよろしいでしょうか。	以前から受託運営されていた実績も含めてください。 ただし、評点は募集要項9頁のとおり行いますので、評点に影響がある限りにおいて記載していただいて差し支えありません。
92	募集要項	様式6	実績について「平成27年度以降令和7年度までのもの」とあるが、令和7年度は書類提出時点ではまだ1年経過しておりません。ですが、「対象期間が1年間となるようにすること」とあります。この場合、令和7年度開始時点（令和7年4月1日）での受託実績を記載する場合はどのように記載をすればよろしいでしょうか。 例）令和6年4月1日～令和7年3月31日の運営実績数が50で、令和7年4月1日～現在までの運営実績が60の場合等、今年度の実績が最大の場合	運営期間が1年間以上ある実績について、記載してください。 したがって、お示しいただいた例においては、実績は50となります。
93	募集要項	様式7	①様式7「消費税及び地方消費税を除いた額」とは税抜表記という理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。

番号	要求水準書 ・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答内容
94	募集要項	様式7	②人件費等の非課税対象と消耗品費のような課税対象が混在する見積りになりますが、留意すること等はございますでしょうか？	特にありません。
95	業務概要	5頁	クラブ外での活動で、校区外活動で過去に行った事例があればご教示ください。	第1ブロックのクラブでの事例ではありませんが、クラブ近辺の公園に徒歩で遠足に行った事例及び地元老人会の開催するペタンク練習会に参加した事例があります。
96	業務概要	11頁	通勤用自転車を駐車する場合、市で定める駐車料金が必要とありますが、2026/4/1以降も駐車料金の必要な駐輪場は当該施設にあるのでしょうか？	学校施設その他の市施設に通勤用自転車を駐輪することは可能ですが、その場合において、駐輪に係る駐車料金を徴収している例は、現在のところありません。
97	業務概要	12頁	みなし勤務について、過去の事例として具体的にどのような場合にみなし勤務の対象とされていたのでしょうか？	期末勤勉手当の対象となる職員については、週当たりの勤務時間を確保することから、気象警報等による閉所時において、当該閉所した時間についても給与の支払対象とはしないものの、勤務したものとみなして期末勤勉手当の要件を判断しているものです。 なお、第2章については、提案の前提としていただく必要はありません。（募集要項6頁(2)ア）
98	業務概要	43頁	物品購入の項目に「クリーニング」とありますが、具体的にどのような物をクリーニングに出されていたのでしょうか？	例えば、敷物（カーペット等）を吐瀉物等により汚損した場合に、衛生上の観点からクリーニングを行う場合を想定しています。
99	業務概要	46頁	施設の種類について第1ブロックの各クラブ施設はすべて学校敷地内の専用教室（プレハブ専用教室）、または余裕教室、体育館と認識してよろしいでしょうか。	専用教室については、プレハブ教室のほか、廃園となった旧幼稚園の建物を改修して利用しているものがあります。なお、建物の所在地については、学校敷地のほか、学校から移管された市所有の隣接地内に所在しているもの（旧幼稚園を利活用しているもの）もあります。その他は、お見込みのとおりです。
100	業務概要	55頁	各クラブ独自で必ず行っている行事やイベントはありますか？	本市で各クラブに対し、必ず実施することを指定している行事やイベントはありませんが、各クラブで工夫を凝らして、いわゆるお楽しみ会や誕生日会といったイベントが実施されています。